

## 「はばプラⅡ」を活用した授業改善のポイント

～まずは、これから始めよう！  
注：各教科の過程は、「はばプラⅡ」  
(R元.8月発行)の記載による

国語	「つかむ」過程において、身に付けさせたい資質・能力を明確にして、必要感のある言語活動を設定しましょう。	はばプラⅡ P4
社会	「つかむ」過程において、単元に関わる社会的事象について課題意識が高まる資料を提示して、児童生徒の疑問や驚きを基に、単元の課題を設定しましょう。	はばプラⅡ P18
算数 数学	「であう」過程において、児童生徒が既習事項と本単元の学びのつながりを意識しながら、本単元の見通しをもてるように、既習の知識及び技能では解決が困難な体験（課題を見いだす活動）を設定しましょう。	はばプラⅡ P32
理科	「追究する」過程では、自分の予想や仮説を基に、観察や実験の計画を立てられるようにしましょう。	はばプラⅡ P46、47
生活	「であう」過程において、学習対象への興味や関心が高まるような出会わせ方を工夫し、学習対象とじっくり関わる機会を設定しましょう。	はばプラⅡ P58
音楽	「追求する」過程において、表したい思いや意図を膨らませられるよう、繰り返し試行させたり、表現の高まりを価値付けたりする場を設定しましょう。	はばプラⅡ P72
図画工作 美術	「出会う」過程において、題材への関心を高め、表したいことや主題を生み出せるよう、作品等の鑑賞活動や表現方法を試す活動、体験したことを話し合う活動等を設定しましょう。	はばプラⅡ P80
体育 保健体育	<運動領域・体育分野> 運動量を確保した上で、友達同士で教え合ったり、協力し合ったりする場面を工夫しましょう。	はばプラⅡ P96
	<保健領域・保健分野> 身近な日常生活の気付きを大切にしながら、実感を伴う意見交流の場を設定しましょう。	はばプラⅡ P98
家庭 家庭分野	「つかむ」過程において、生活の中から問題を見だし、題材の課題を立てる場面を設定しましょう。	はばプラⅡ P108
技術分野	「つかむ」過程において、既成の製品等を分解・観察したり、現在利用されている技術の開発の経緯を調べたりする活動を位置付け、技術に込められた問題解決の工夫について気付かせましょう。	はばプラⅡ P122
外国語活動 外国語	「つかむ」過程において、単元の見通しをもたせるための言語活動（試しの活動など）を設定しましょう。	はばプラⅡ P136
特別の教科 道徳	内容項目について特に大切にしたいことに児童生徒が気付くことができるよう、多様な考えを引き出す中心発問と考えを深める補助発問を構成しましょう。	はばプラⅡ P146
総合的な 学習の時間	答えや解決方法が一つに定まらない大きな単元の課題を設定することで、問題解決的な活動が発展的に繰り返されるようにしましょう。	はばプラⅡ P154
特別活動 (学級活動)	学級活動の三つの内容(1)(2)(3)の特質を踏まえて、「事前の活動」→「本時の活動」→「事後の活動」の学習過程を計画・実施しましょう。	はばプラⅡ P164、166
幼児教育	幼児期に育みたい資質・能力を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を全教職員で共有し、一人一人の発達に必要な体験が得られるような環境の構成や言葉かけをしましょう。	はぐくみプラン P4、5 ※H31.3月発行

令和2年度

# 学校教育の指針

第3期群馬県教育振興基本計画（2019年度～2023年度）

基本目標

たくましく生きる力をはぐくむ

～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～

## ～本指針の活用にあたって～

本指針は、「第3期群馬県教育振興基本計画」「群馬県教員育成指標」等に基づき、令和2年度の重点項目として取り組んでいただきたい内容について簡潔に示したものです。

市町村教育委員会、各学校・園において、教育計画づくりや日々の教育実践を行う際の指導に御活用ください。

本指針及び関係資料については、以下の群馬県教育委員会各課発行・提供資料に掲載してあります。

群馬県教育委員会 各課発行・提供資料  
<http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/>

検索

群馬県教育委員会

# 学 校 経 営

～信頼される学校づくり～

## 教育課程の編成・実施・評価・改善

- 働き方改革に配慮しつつ、新学習指導要領で求める資質・能力の育成に向けた教育課程の編成・実施
- 教育課程の評価につながる学校評価項目の設定と、評価結果に基づく教育課程の改善
- 幼稚園では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた5歳児後半の教育課程の編成・実施、小学校では、スタートカリキュラムの編成・実施

## 学びの連続性の確保

- 全国学力・学習状況調査の結果を中学校区で共有するなど、小・中学校9年間で身に付けさせたい資質・能力を確実に定着させるための体制づくり
- 児童生徒自身が学んだことを振り返り、これからの学習や生活に生かすための活動を記録したシートなどの蓄積・活用

## 校内研修の工夫・改善

- 「はばたく群馬の指導プランⅡ」等を参考にするなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた校内研修の推進
- 自校の喫緊の教育課題解決に向けた校内研修の計画的な実施

### ※喫緊の教育課題の例

発達障害の理解と対応、食物アレルギー対応、性同一性障害、自殺予防、いじめ、教職員の人権感覚の高揚、SNSに関する問題、服務規律の確保、児童虐待対応、合理的配慮に対する理解、ICTを活用した授業、情報セキュリティポリシー等

### 【研修実施の根拠（例）】いじめ防止対策推進法第18条2項

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

## 特別支援教育

- 「『個別の教育支援計画』『個別の指導計画』」に基づく関係機関との連携と、個々の児童生徒の実態及び配慮等の内容を共通理解するための校内体制づくり
- 年間指導計画に基づく組織的、計画的、継続的な交流及び共同学習の実施

## 働き方の「量」と「質」を考えた真に必要な教育活動の充実

- ・子どもの命・安全を守る教育活動
- ・子どもに力をつける教育活動
- ・法令等に基づく教育活動
- ・適正な部活動等の運営

## 家庭や地域社会との連携・協働

- グランドデザイン等を活用した、学校と家庭、地域の目標やビジョンの共有
- 連携・協働による活動の充実に向けた、学校評議員会や学校運営協議会の組織、内容等の工夫、見直し

## 健やかな体の育成

- 児童生徒が運動できる時間・空間・仲間の確保を通じた、身体活動量（身体活動の強さ×行った時間の合計）の増加に向けた取組の充実
- 望ましい食習慣を身に付けるための、栄養教諭等を中核とした家庭との連携による取組の推進
- 望ましい生活習慣の定着を図るための、小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針等を参考にした取組の推進

## 学校安全・危機管理

- 登下校時の交通安全・不審者対応等、地域や関係機関と連携した取組の推進
- 自然災害等から主体的に身を守るための、特別活動、総合的な学習の時間を活用した防災教育の充実
- 危機的な状況が起こらないよう対処する行動（リスクマネジメント）と、危機的な状況が発生した場合・発生した後の行動（クライシスマネジメント）に係るマニュアル等の作成と活用

### ※危機の内容例

食物アレルギーによるアナフィラキシー、集団食中毒、熱中症、運動時の事故、不審者、地震、落雷、火災、大雨、情報漏洩、施設の保守管理不備、修繕の不備、合理的配慮に対する理解の不足等

## 教育の情報化への対応

- 自校のICT整備を踏まえた、ICTを日常的に活用した授業を実施するための体制整備
- 働き方改革にも配慮した、情報セキュリティを確保しながらの校務の情報化の一層の推進



# 学級経営・生徒指導 ～豊かな人間性の育成～

## 人権教育の視点

- 人権重要課題への理解を深めるとともに、児童生徒一人一人のよさや努力が認められる雰囲気をつくりましょう。

※「群馬県人権教育充実指針（H28.3月 県教育委員会作成）」を参照。

## 児童生徒理解と信頼関係づくり

- 個に応じた生徒指導の充実を図るため、児童生徒の多面的・総合的な理解に努め、児童生徒理解を深化させましょう。
- 児童生徒理解をもとに、生徒指導の基盤となる教職員と児童生徒との望ましい信頼関係をつくりましょう。

## 特別支援教育の視点

- 全ての教職員が障害について正しく理解し、それに基づく個に応じた配慮等についての認識を深め、組織的に対応しましょう。

※「小中学校学習指導要領解説 総則編（H29.7月）」を参照。

## 校種間・教職員間の連携

- 学年間のもとより、幼保小、小中、中高など学校等間の接続を大切にし、これまでの生活の様子や家庭環境等の情報を引き継ぎ、それらを踏まえた指導・支援に努めましょう。
- その日にあった個人や集団のよい取組や努力などを教職員間で情報交換し、積極的に称賛したり、見守ったりしましょう。

## いじめの防止・早期発見

- 各校が策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の充実を図りましょう。

※学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）  
・いじめが起きた場合の対処の手順等をあらかじめ方針に示し、教職員間の対応の温度差がないようにします。

- 児童生徒の変容に早期に気付くために、日々の観察に加え、毎月行うアンケート等の記録などを活用しましょう。
- 児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめを正確に認知しましょう。

※「リーフレット『いじめの対応は、正確な認知から』」を参照。

## いじめの対応

- いじめの対応は、学校いじめ対策組織を中核として取り組みましょう。
- いじめが疑われる言動等を把握したときは、法に基づく適切な対応をしましょう。

※いじめ防止等のための組織の設置（法第22条）  
・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、直ちに全てこの組織に報告相談します。

- ※重大事態の発生と調査（法第28条）  
(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日が目安）。

## 保護者との支援方法の共有

- 困難さを抱える児童生徒の保護者の気持ちに寄り添いながら、具体的な支援方法を検討し、実践しましょう。

## 全ての児童生徒に対して

### 生徒指導の三つの機能を生かした日常的な指導・支援

- 全ての児童生徒の成長を促すため、日々の授業や行事など、学校生活全体において、次の三点に留意し、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指しましょう。

#### 自己存在感

- 児童生徒一人一人のよさや興味・関心を生かした指導の工夫

#### 共感的な人間関係

- 児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさを学び合う場の工夫

#### 自己決定

- 課題の設定や学び方について自ら選択する場の工夫

### 集団指導と個別指導の充実

- 学級経営においては、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用を生かした指導・支援に取り組みましょう。

#### 集団を育てる

- 自分の考えを自由に伝え合い、認め合える学級風土をつくりましょう。
- 学級内の人間関係づくりとルールの定着にバランスよく取り組みましょう。

相互作用

#### 個を育てる

- 役割や活躍の機会を与え、個性を伸ばしたり、成長への意欲を高めたりしましょう。
- 活動の様子を把握し、称賛や励ましの声かけを行い、自己肯定感等を培いましょう。

## 気になる児童生徒に対して

### 特定の児童生徒に対して

#### 学校内におけるチーム支援

- いじめや不登校等の問題については、本人や保護者の意見を踏まえ、関係職員やSC・SSW等を交えてアセスメント（見立て）を行いましょう。
- 本人の心理的な状態や取り巻く環境を見極めながら、多面的・多角的な支援に取り組みましょう。
- 支援シート等を活用して教職員同士で情報を共有しましょう。

#### 学校外の専門家との連携

- 学校だけでなく、児童相談所、警察、医療機関、市町村の保健福祉部局、教育支援センター（適応指導教室）、地域の民生委員等と連携して、よりよい解決策を練り上げましょう。また、そのためのつなぎ役として、SC・SSW等を活用しましょう。

## 魅力ある学校・学級づくり

- 学校・学級が楽しく、心地よく生活できるような居場所づくりを工夫しましょう。
- 将来の社会的自立に向けた生活習慣を身に付けさせるために、家庭・地域と連携した取組を工夫しましょう。

※「不登校児童生徒の自立へ向けて（H30.3月 県教育委員会作成）」を参照。

## SOSの出し方教育の推進

- 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのSOSの出し方に関する教育を、意図的・計画的に年1回以上実施しましょう。
- 指導内容や場面を工夫するなど、児童生徒の実態に合った教育を推進しましょう。

※「群馬県版中学校『SOSの出し方に関する教育』プログラム（H31.3月 県こころの健康センター作成）」の活用。

## SOSの受け止め体制の整備

- 表情やしぐさなどに違和感があるときには、積極的に声をかけるなど具体的な行動を起こしましょう。
- 児童生徒が発するSOSを受け止め、命や暮らしの危機、児童虐待等に迅速かつ適切に対応しましょう。

※「児童虐待から子どもたちを守るために（H31.2月県教育委員会作成）」を参照。

## 不登校傾向児童生徒への対応

- 児童生徒の気になる様子を見逃すことなく教職員で情報共有し、組織として対応することで登校しやすい環境をつくりましょう。
- 欠席1～2日であっても、必要と考えられる働きかけや関わりをもちましょう。

